

(別紙)

懲戒の公表

公立大学法人岩手県立大学教員の懲戒について(令和5年5月23日)

区 分	内 容
懲戒年月日	令和5年5月23日
懲戒の種類	戒告
懲戒の理由(事件・事故の概要)	当該教員は、本学の学生に対して、公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程(平成19年規程第12号。以下「規程」という。)第2条第1号及び第2号に規定するハラスメントに該当し、規程第3条(職員等及び学生等の責務)に違反する言動を行った。 したがって、こうした言動は、公立大学法人岩手県立大学職員就業規則(平成17年規則第2号。以下「規則」という。)第30条第1号(法令等遵守)及び第2号(信用失墜行為の禁止)に違反するものと認められる。 よって、規則第38条第1項第5号(信用失墜)及び第7号(法令等違反)に基づき、標記懲戒に及んだものである。
事件発生日 年 月 日	令和3年4月～令和4年8月の間
被懲戒者の年代	40代
被懲戒者の性別	男性
被懲戒者の所属部局	宮古短期大学部
備 考	